

第2章	意見の概要	意見に対する考え方
1	直近の国際自然保護連合（IUCN）第4回世界自然保護会議での決議「2010年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進について」を表記することを求めます。2010年生物多様性条約第10回締約国会議の議長国として、また第1章p3「レッドリスト」ではじめてジュゴンを新たに評価する対象に加えた」と表記しているから。	IUCN世界自然保護会議の決議については、日本としての取組ではないため本報告書には記述いたしません。
2	衛星探査(あるいはリモートセンシング)によるアメリカの技術はかなりの精密性と信頼性に達していると感じます。アメリカ政府がグリーン・ニューディール政策による環境への重点の移行を考えるならば、アメリカの軍事機密に抵触する部分を除き環境問題への信頼できる枠組みへ、この技術を開示することにより、環境問題への大きな貢献が可能だと思います。「科学的証拠が完全でないからといって対策を延期せず、科学的知見の充実に努めつつ早めに対策を講じる」あるいは「科学的知見に基づき、関係者がすべて広く自然的・社会的情報を共有し、社会的な選択として自然資源の管理と利用の方向性を決まらる必要がある」という条件を実現するためには、この技術の活用が不可欠です。以上のべたことを今回のCOP10に向けた最重点項目としてアメリカに要請すべき	国別報告書に対する意見ではないので反映いたしません。
3	環境教育・学習の推進 主にここでは、義務教育での環境教育・学習の推進であると読みとることができます。ここに書かれているように、義務教育での環境教育・学習の推進は非常に重要であると思います。しかし、これと同じく重要だと考えられる対象に、「大学生、特に教育職員免許状授与所要資格修得認定課程」が挙げられるのではないのでしょうか。 将来、教師となる可能性の高い彼らに、「地球上のいきもののつながり」を理解させておけば、義務教育での生物多様性については、スムーズに浸透するのではないかと思います。 以上、義務教育での環境教育・学習の推進を図るのであれば「大学生、特に教育職員免許状授与所要資格修得認定課程」が重要であると考えます。	国別報告書に対する意見ではないので本報告書に盛り込む内容ではないと考えます。
4	国民に対する普及啓発の良き例として里地里山保全再生の取組を紹介してはいかがでしょうか。 以下案 里地里山保全・再生モデル事業実施の成果として、各モデル事業選定地において「水辺と生き物を守る農家と市民の会」などの地域住民が自発的に生物多様性保全に向けた取り組みを行う市民社会組織CSO(Civil Society Organization)を設立し、自治体との協同保全活動へと進展した。また、これらの市民社会組織が中心となり、モデル事業で培ったノウハウを情報交換すべく、平成20年に福井県越前市において「里地里山保全再生全国フォーラム」を開催するなど、全国各地のCSOやNPOが意見と情報交換を行うなど、各地域住民の自主的な保全活動が広がっている。	里地里山保全再生モデル事業は、全国5地区(神奈川県秦野市、福井県越前市、京都府宮津市・綾部市・福知山市、兵庫県三田市・川西市・宝塚市・猪名川町、熊本県氷川町)で行われ、それぞれ特色のある優良な取り組みが進められています。このため、その事例を環境省のホームページで公表しておりますが、全ての地域について、事例を記載すると、報告書のボリュームが多くなるため、ここでは、本文を修正し、その取り組みを実践例の一部として紹介いたします。
5	「キラー海藻」の現状と対策について報告を加えてはいかがでしょうか。 以下案 水産庁が各研究機関に対して実施したアンケート調査によると、幸いにしてわが国でのキラー海藻の定着報告はなかった。しかし、販売店を通じて、個人の観賞用水槽向けのキラー海藻が自然生態系へ流出する可能性が考えられる。わが国では、特定外来生物被害防止法の施行以降、国民の外来生物に対する関心がより高まっており、引き続き特定外来生物に対する教育を行い、侵入防止に努めている。	ご指摘のような取り組みは行っていますが、「藻場・干潟の造成・保全」のための施策として取り上げることは適当でないと考えます。

第2章	意見の概要	意見に対する考え方
6	ツルの分散化の事業は世界的に見ても類似の例が少なく、生物多様性保全に対する別の角度からの取り組みとして上げるべき価値があるものと考えます。「絶滅のおそれのある種の保存」の事例として、下記を加えてはいかがでしょうか。 1952年に国の特別天然記念物として「鹿児島県のツルおよびその渡来地」として指定され、鹿児島県出水市荒崎の水田を国が借り上げ、立ち入り禁止区域を設置するなど、保護に努めてきた。特にナベヅルは約9千羽、世界の約80%以上がこの地で越冬していると推測されており、伝染病等の発生で種の絶滅の心配がなされるなど、一ヶ所集中化の問題がある。環境庁(当時)による「特定地域鳥獣保護管理事業」により、1996年からツル類の分散化のため、農地の借り上げ等の事業を開始し、給餌などを行い定着しており、ネグラ分散化に成功した。	平成8年度から継続して取組を行っているところですが、現時点では分散化に成功したとは判断できないため、本報告書には盛り込みません。
7	「鳥獣保護管理プランナー」もユニークな取り組みですので、取り上げてはいかがでしょうか。	特定の地域でのことなので本報告書に盛り込む内容とは考えません。
8	バラスト水対策に対する実績を示してはいかがでしょうか。 以下案 我が国は「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(バラスト水規制条約)に加盟し、バラスト水に混ざって貝や魚やプランクトンの侵入防止に努めている。	ご指摘を踏まえ、バラスト水対策について記述します。
9	我が国は「身近な自然活用地域整備事業」および「ふるさと自然ネットワーク整備事業」を実施し、環境省の補助金を受けて都道府県又は市町村により、活動の中心となるネイチャーセンターを始め、動植物観察施設、生態系保全施設などが整備され、ボランティアによる自然解説など様々なふれあい活動を通じて、学校教育だけでなく、社会教育としても生物多様性保全の教育が図られるよう努めている。また、「こどもエコクラブ」事業を実施し、人と自然環境との関わりについての体験を積み重ねながら、自然環境を大切にすることを育んでいくことも目的の一つとして、環境省が地方公共団体との連携のもとに実施している。全国で約4,200クラブ、約167,400人の子どもたちが参加している。この事業を実施するに当り、大人のボランティア「こどもエコクラブサポーター」が指導または運営をサポートする事により、子どもだけでなく、大人の社会教育へもつながっている。	エコクラブについては生物多様性に特化したものではないため、本報告書には盛り込みません。また、ご指摘を踏まえ、自然公園等をフィールドにしたふれあいの場の整備や普及啓発活動等について記述します。
10	2009年2月、米国のホノルルで、第5回日米渡り鳥等保護条約会議、第7回日ロ渡り鳥等保護・研究会議、日米ロ3カ国非公式会合を開催。鳥インフルエンザの調査と渡り鳥飛来経路の調査等が話し合われた。我が国はボン条約「移動性野生動物の種の保全に関する条約」に加盟していないが、日米、日露、日濠の間で渡り鳥条約等を締結し、鳥インフルエンザ対策も含め、日米、日露、日濠の間で渡り鳥条約の下での調査と情報交換に努めている。	ご指摘を踏まえ、二国間渡り鳥条約について記述します。
11	2008年5月に横浜で開催した、TICAD IVについて何らかの記載が欲しいところです。 例えば、対アフリカ向けODA倍増や対アフリカ民間投資倍増支援等の我が国が打ち出したイニシアティブに対して、各国首脳から歓迎する、高く評価する等の発言が相次いだ事。これらの対アフリカ向けODAは生物の多様性の保全、持続可能な利用や遺伝子資源の利用から生ずる利益の公正で公平な配分にも十分役立つ事を示し、TICADを通じての国際協力が可能である事を報告すべきかと考えます。	TICADについては、平成21年度に行う予定の第3次生物多様性国家戦略点検で各施策の進捗を評価する際に、必要あれば関連記述を含めることを検討したいと思います。
12	国際的な取り組みに関連して、ボン条約に加盟していない事実と将来展望を記載するべきである。	ご指摘を踏まえ、2. 2(4)にボン条約について記述します。

第2章	意見の概要	意見に対する考え方
13	生物多様性地域戦略の策定状況についても記述を加えるべきである。 理由:既に複数の件で策定が進んでおり、その状況を報告すべきである。	生物多様性地域戦略の策定状況については第3章2. 地方公共団体における取組に記述しています。
14	有明海八代海特措法の背景と現状について触れるべきである。 理由:自然再生に関連した大きな問題の一つに同法が上げられる。その現状の明記をすべきである。	個別具体的な事例を詳述することは本報告書では適切ではないと考えます。
15	森林認証制度(FSC)による認証数と面積を記述すべきである。 理由:森林認証制度(FSC)の認証林が増加している。森林の所有形態(認証取得者)は、個人の林業家から森林組合、県および地町村、みどり公社、企業、そして宗教法人、NGOと多岐にわたっている。現在25箇所の認証林があり、総面積279,450haである。	ご意見を踏まえ、FSCについて、第3章3.民間企業の取組に記述いたします。
16	外来生物の法面緑化の問題についても触れるべきである。 理由:外来生物法対応として法面緑化の問題が議論されたが、まだ解決されていない。その実態を明記すべきである。	外来生物の法面緑化の問題については、第1章3. 3都市地域に記述しています。
17	すでに環境中を汚染している多種多様の既存化学物質について、補足すべきである。 理由:化審法改正において生態系への影響の観点からの審査項目を追加したことがあげられているが、現実的に対象となるのは新規化学物質だけであり、すでに環境中を汚染している多種多様の既存化学物質には、ほとんど及んでいないことを補足しなければ、誤った理解をもたれるおそれがある。	既存化学物質の安全性点検については、国が順次進めており、必要に応じ、生態影響の観点から第三種監視化学物質に指定する等、必要な措置を行っているところです。この状況を踏まえ、化審法における既存化学物質対策について補足します。
18	日本に定着した外来生物の種数および特定外来生物法で指定されている種数の記述を加えるべきである。 理由:外来生物は、第3の危機として上げられている外来生物については、具体的な記述が必要である。	ご指摘を踏まえ、外来種の現状が分かるよう種数を記載します。
19	ワシントン条約の記述があるが、わが国はワシントン条約の対象種の最終消費国である。最終消費国の責務として、国内はもとより輸出国や原産国への同条約を効果的に施行するための国際的な支援が期待されている。期待に答えられるような記述を加えるべきである。	ご指摘を踏まえ記述を追加します。
20	戦略的環境アセスメントについては、法制化の検討についても記述すべきである。 理由:10年後の見直しにおける関係者ヒアリングにおいて、多くの団体が法制化を求めている。	現在、環境省において、環境影響評価法の施行の状況について検討を進めている旨を本報告書案に記載済みです。この検討の論点の一つに戦略的環境アセスメントの制度化も含まれており、引き続き検討を進めていきます。
21	対応できている部分については、把握できるが、対応できていない部分に関する記述がない。 理由:今後の改善、法改正も含めて改善の道筋を立てておくべきである。	今後の改善策については、個別施策において検討中であるため本報告書に詳述すべき内容ではないと考えます。

第2章	意見の概要	意見に対する考え方
22	意見：1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約における対応状況について項目を設けて記述すべき(第3次生物多様性国家戦略240ページに記述がある)。 油汚染事故対策においては、国際条約(1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約;通称OPRC条約)に基づいて、1997(平成9)年12月18日に「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」が閣議決定されている。しかし野生生物やその生息・生育地の保護対策において、現状では以下のような課題が指摘されている。 ①国家緊急時計画に、条約の求める油流出事故時の野生生物の保護に関する政府の責務が明示されていない。 ②対応すべき部署が、政府では内閣府、海上保安庁、国土交通省港湾局、水産庁、環境省地球環境局環境保全対策課、自然環境局野生生物課、同局公園課と多岐にわたり、統合的に対応をとる仕組みになっていない。 ③野生生物保護が事故対策の優先事項となっていない。国家緊急時計画において、油事故に対し脆弱な野生生物やその生息地の優先順位が示されていない。 ④野生生物管理者や保護に関わる民間団体が、汚染対策作業の計画決定時に判断に関わる機会がほとんどない。 ⑤海鳥が大量に死亡する恐れのある場合でも、野生生物管理者は油流出事故について報告を受けられるような体制になっていない(海上保安庁に報告義務がない)。 ⑥国家緊急時計画の野生生物保護に関しては環境省を対象にしているが、実際に保護活動を実行する地方自治体に対しては何の規定もない。当然、計画策定の義務も課せられていない。 ⑦油汚染事故に対して脆弱な野生生物(海鳥や海生哺乳類)の分布や生息状況に関して、情報を集めて公開していく仕組みが欠けている。 ⑧野生生物への対策は油汚染を受けた鳥の救護(治療と放鳥)に終始しており、アメリカ合衆国などで行われているもっと効果がある対策(緊急時の航空機や船舶による洋上の調査、汚染地域からの鳥の追い出し、被害状況の調査と評価、生息地の環境復元)は取り上げられていない。 ⑨被害評価は自然環境の復元状況をモニタリングすることに留まっており、被害を受けた海鳥の個体群を評価し、回復するといった回復計画は実行されたことがない。 これらに対応し、野生生物保護に関して、救護以上のより実効的な施策を取るため、国家緊急時計画の改定が必要であること、また国家緊急時計画の下に、各省庁や自治体の実行計画をつくること、その中に義務として野生生物の保護と被害評価、回復に関する計画を盛り込むべきこと、といった課題を明記すべき。	ご指摘を踏まえ、油汚染対策について記述します。
23	意見：重要野鳥生息地(IBA)と保護地域指定のギャップについてふれるべき。 IBA(重要野鳥生息地)目録は、鳥類にとって特に重要な場所をレッドデータブック種や固有種、多くの鳥の集中する場所といった国際的な基準を元に選定した目録で、国際的な自然保護団体であるバードライフ・インターナショナルが主導して世界各地で作成されている。ヨーロッパでは野生生物保護のための国際条約(ベルン条約)において「特別保護区」を指定する際に、このIBA目録がシャドーリストとなっている。わが国における重要野鳥生息地は、日本野鳥の会により167箇所が選定されているが、このうち、鳥獣保護区特別保護地区、自然公園特別保護地区、自然環境保全地域、天然記念物指定地域、生息地等保護区の指定を受けているのは73箇所、55箇所はまったく指定を受けておらず、39箇所は指定範囲が不十分という現状となっている。こうした重要地域インベントリーと法的指定のギャップについて記述すべきである。	ご指摘の箇所に、個別具体的な事例を詳述することは適切ではないと考えます。
24	意見：わが国では自然再生のためのシャドーリストが作成されていないことにふれるべき。ラムサール条約は決議Ⅷ.16「湿地復元の原則とガイドライン」において、復元すべき湿地のシャドーリストを作成することを求めている。わが国の自然再生事業においては、シャドーリストの作成が行われていないことを明記すべき。	シャドーリストの作成そのものが課題とは考えていないため、本報告書に盛り込む内容ではないと考えます。

第2章	意見の概要	意見に対する考え方
25	意見：水田決議について、次の記述を追加すべき。 ・日韓政府の提案により採択されたこと ・日韓のNGOの提起により政府提案された決議であること。	ご指摘を踏まえ、2. 2(4)に記述します。
26	意見：「鳥獣による農林水産業被害対策の推進」の項目は、このままでは生物多様性に関する記述になっていない。科学的、順応的な保護管理が必要とされていること、その実現に向かって行われている政策について記述すべき。 また「野生動物は」となっているのは、「哺乳類」に改めるべき。	里地里山・田園地域は人間の働きかけにより形成されてきた地域であり、その働きかけの縮小により深刻になってきている鳥獣害対策は重要であるため、現状の記載が適当であると考えます。なお、前後の記述とあわせ「野生動物」は「野生鳥獣」に修正します。
27	意見：以下のような大規模な里山環境の破壊の懸念のある公共事業が計画されていることを記述すべき。 ・豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業（愛知県）サシバ他、多くの里山に生息するレッドリスト種の生息地の破壊の懸念がある。	個別の事業評価は行っていないため、本報告書に盛り込む内容ではないと考えます。
28	意見：政策的な課題として、ラムサール条約の求める国家湿地政策の策定、樹立が行われていないこと（ラムサール条約決議VII.6）、公共事業による干潟・浅海域の消失がいまだに続いていることを追加して記述すべき。公共事業による干潟・浅海域の消失の事例として、次のような事業がある。 ・諫早湾干拓事業（農林水産省） 諫早湾の締切りによりシギ・チドリ類等、諫早干潟に生息していた生物群集の生息地が破壊され、また有明海の潮流や潮汐に影響を与えて、有明海の海生生物や漁業にも被害を出している。 ・中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業（内閣府他） サンゴ礁や、シギ・チドリ類等の生息する干潟環境が、埋立てにより消失しつつある。 ・神奈川口構想（川崎市、神奈川県） 干潟上空への架橋により、シギ・チドリ類等、干潟に生息する生物群集への影響の懸念がある。	わが国では生物多様性国家戦略において、ラムサール条約履行推進の考え方を記載し、国家湿地政策として位置づけているため、政策課題としてはとりあげていません。また、個別具体的な事業の詳細は本報告書では記述いたしません。
29	意見：「絶滅のおそれのある種の保存」の項に、レッドリストと種の保存法の国内希少野生動植物種指定、保護増殖事業実施種のギャップを課題として明記すべき。鳥類においては、絶滅危惧種96種に対して、国内希少野生動植物種指定は38種（39.6%）、保護増殖事業の対象種は14種（14.6%）に留まっている。	本章では、わが国における各種施策の実施状況について記述しているものであり、また、ご指摘の絶滅危惧種及び種の保存法の種数については、第1章1. 1. 3「レッドリストの見直し」及び本章にて既に記述していることから、ご指摘の記述を追加することは適当でないと考えます。
30	意見：「野生鳥獣の保護管理」の項に、カワウでは都道府県を越えた広域の保護管理についての連絡・調整を行うために、10都県の参加する関東カワウ広域協議会と、15府県の参加する中部・近畿カワウ広域協議会の2つの広域協議会が設置され、基本指針が策定されていることを記述すべき。	ご指摘を踏まえ、広域協議会について記述します。

第2章	意見の概要	意見に対する考え方
31	意見:「ラムサール条約」の項に、重要湿地500とのギャップ、及び重要湿地500の改訂についてふれるべき。また、重要野鳥生息地(IBA)とのギャップについても以下のように記述すべき。 IBA(重要野鳥生息地)目録は、鳥類にとって特に重要な場所をレッドデータブック種や固有種、多くの鳥の集中する場所といった国際的な基準を元に選定した目録で、国際的な自然保護団体であるバードライフ・インターナショナルが主導して世界各地で作成されている。ヨーロッパでは野生生物保護のための国際条約(ベルン条約)において「特別保護区」を指定する際に、このIBA目録がシャドーリストとなっている。わが国における重要野鳥生息地は、日本野鳥の会により167箇所が選定されているが、このうち、ラムサール条約の条約湿地のクライテリアに該当する湿地は125箇所あるが、条約湿地に指定されているのは25箇所のみで、残りの100箇所は未指定に留まっている。	重要湿地500はラムサール条約湿地候補地リストとは異なるため、本報告書には盛り込みません。
32	意見:移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)についての項目を追加し、現状と課題、批准に向けての進捗状況についてすべき(第3次生物多様性国家戦略243ページ)。	ご指摘を踏まえ、2. 2(4)にボン条約について記述します。
33	意見:「気候変動と生物多様性」の項目に、以下のことを追加すべき。 風力発電の導入と自然環境保全の両立のために「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会」を設置し、鳥類の衝突死の防止のためのセンシティブティ・マップ作成等の調査・検討を進めている。	個別具体的な事例を詳述することは本報告書では適切ではないと考えます。
34	2段落目の課題の部分 特に都市近郊では宅地開発や道路開発などの開発圧が大きいこと、郊外の里山では不法投棄や、ゴミ処理施設造成のための谷戸の埋め立ての影響が大きいことなど、第1の危機の記述を書くべきである。	ご指摘を踏まえ、第1章に記述いたします。
35	東京湾や中城湾、有明海、瀬戸内海長島など、すでに多くの浅海域で埋め立てが行われているにもかかわらず、現在でも藻場・干潟の埋め立て事業や計画が進んでいることを書くべきである。	個別具体的な事例を詳述することは本報告書では適切ではないと考えます。
36	既存の保護地域制度が列挙されているに過ぎない。複数の根拠法からなる保護地域の指定や生態系区分ごとにどのような地域が保護の溝(ギャップ)となっているかなどの保護地域のグランドデザインの記述を追加すべきである。	今後、個別施策において検討いたします。
37	最後の段落の対策部分 この地域の自然を活用した環境教育の推進を書くべきである。	①本文の「国民が生きものとふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進し」に含まれるものであり記述が重複すること ②環境教育の推進は、里地里山・田園地域に限らず、全ての自然地域で図るべきものであることから、ご提案のあったご意見については、反映出来ません。 なお、ご指摘の環境教育については、「第2章－2.2(3)普及と実践環境教育・学習の推進」に具体的な推進方針が記載されています。
38	世界遺産条約の箇所において、「すばらしいモデル」となった「最新の科学的知見を管理に活用する知床の保全・管理の手法」を事例として具体的に紹介し、琉球諸島や小笠原など、選考上課題が挙げられている地域について記述する。	ご意見を踏まえ、知床の事例について記述いたしました。
39	ラムサール条約の箇所において、ラムサール条約第10回締約国会議で採択された「水田決議」を受けた具体的な対応などについて記述する。	具体的な対応は将来のことになるので、これまでの活動を概観する本報告書には言及しません。
40	生物圏保存地域やエコリージョン、IBAなど主要な国際的自然保護地域制度との関連を記述する。	ご指摘を踏まえ、生物圏保存地域の記述を追加します。

第2章	意見の概要	意見に対する考え方
41	現行の環境アセスメントでは事後調査及び環境保全措置について独立した第三者機関による科学的検証が行われる機会がないまま、適切な生物多様性保全がはかられていないこと、また、事後調査結果を反映させ、事業の見直しをおこなうシステムが確立されておらず生物多様性が損なわれることがあることも書くべきである。 戦略的環境影響評価（SEA）が未確立で、事業の計画段階での情報公開と市民参加がないことが生物多様性保全の促進をさまたげていることを書くべきである。	現在、環境省において、環境影響評価法の施行の状況について検討を進めている旨を本報告書案に記載済みです。この検討の論点の一つにご指摘の事後調査等についても含まれており、引き続き検討を進めていきます。 戦略的環境アセスメントについては、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEAガイドライン）」等を取りまとめ、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めるとともに、取組の状況などを踏まえてSEAガイドラインを不断に見直す旨を本報告書案に記載しており、引き続きその適切な実施と見直しを行っていきます。